

社会福祉法人浦臼町社会福祉協議会理事等の報酬及び費用弁償支給規程

改正 平成 4年3月26日

改正 平成11年3月25日

改正 平成16年5月28日

改正 平成19年3月23日 規程第4号

改正 平成25年3月28日 規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦臼町社会福祉協議会の理事及び評議員等(以下「非常勤役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長に就任した理事には、月額12,000円の報酬を支給する。

2 月の途中で会長職に就任又は退任或いは理事を辞任した場合の報酬は、会長職に就任した時はその月分から、また、退任或いは辞任した時はその月分までを支給する。

(会議出席費用弁償及び支払い時期)

第3条 非常勤役員等が役員会及びその他の会議等に参加したときは、1,000円の費用弁償を支給するものとし、支給の時期については12月及び3月とすることができる。

第4条 非常勤役員等が、その職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定にかかわらず、浦臼町職員等の旅費に関する条例(平成元年浦臼町条例第23号)に基づき、同条例別表第1内国旅行の旅費を適用し、理事の内会長及び副会長は特別職の欄を、その他の非常勤役員等は史員の欄を適用して旅費を支給する。ただし、理事及び評議員は、浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改定する条例(平成16年12月20日条例第17号)附則第3項の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

平成4年3月26日 (一部改定)

平成11年3月25日 (一部改定)

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。